

令和8年 重要事項説明書（立川市立羽衣保育園）

○設置者

名称	立川市
所在地	立川市泉町 1156-9
電話番号	042-523-2111
代表者氏名	酒井大史

○保育所の概要

施設の名称	立川市立羽衣保育園	施設の種類	保育所
所在地	立川市羽衣町2-51-7		
電話番号	042-522-2161	FAX	042-524-8056
認可年月日	昭和35年7月1日		

○利用定員

年齢別利用定員	3号児			2号児			合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
	6人	16人	16人	16人	16人	16人	86人

○事業目的

- ・心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるように教育を行うことを目的とします。

○運営方針

- ・保育所は、保育を必要とする児童を日々受け入れ、立川市保育理念を基に保育事業を行うことを目的とします。
- ・保育所は、保育の提供に当たっては、入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
- ・保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとします。
- ・保育所は、児童の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとします。

○立川市保育理念

子ども一人ひとりの育つ力を大切に、のびやかな環境の中で生きる喜びを生涯にわたって持ち続けられるようにします。

○提供する保育の内容

規定する時間においての保育の提供・食事の提供・健康管理・その他、保育に係る行事等・障害児保育・延長保育・産休明け保育・緊急一時保育・一時預かり(上砂保育園のみ・定員あり)・地域交流・育児相談

○職員体制及び員数

(常勤職員)

園長	1人	副園長	1人	保育士	16人	看護師	1人	栄養士	1人
調理員	3人								

(非常勤職員)

保育士、保育補助	16人	用務員	1人	嘱託医	1人
----------	-----	-----	----	-----	----

○職務の内容

園長	園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、児童を全体的に把握し、所務をつかさどります。
副園長	副園長は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括します。
保育士	保育士は保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。
看護師	看護師は、保健計画の策定を行います。児童の日常の身体状況を観察し、適切な保健的対応を行います。また、保育中に体調不良となった児童に対し、適切な対応を行います。
栄養士	栄養士は給食計画及び献立を作成し、調理指導を行います。また、児童の喫食状況の観察及び把握し、食事指導を行います。
調理員	調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。
用務員	用務員は、所務を円滑に進めるため、所内の清掃、整理などを行います。
嘱託医	嘱託医は、児童の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び児童の保護者への相談、指導を行います。

○保育を提供する日及び時間

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで
休所日	日曜、祝祭日 年末(12月29日から同月31日まで)、年始(1月2日及び1月3日)
標準時間認定の 保育時間	7時30分から18時30分
短時間認定の 保育時間	8時30分から16時30分

○利用者負担

保育料	東京都に居住する園児の利用者負担額は無料 ただし東京都以外に居住する園児については居住する市町村が定める保育料の月額となります。
延長保育料	下記「延長保育料」参照
3 歳児クラス以上の児童の副食費	利用者負担額は無料 ただし立川市以外に居住する園児は月額 4,900 円となります。また、園児が居住する市区町村が免除を決定した場合は、副食費は免除されます。
その他の料金	特になし

・延長保育料

(1) 保育標準時間利用

延長保育利用時間	延長保育料
18時 30 分を超え 19 時まで	1回 500 円(ただし、1月当たり 2,000 円を限度とします。)
18 時 30 分を超え 19 時 30 分まで (立川市立上砂保育園に限る。)	1回 500 円(ただし、1月当たり 3,000 円を限度とします。)

(2) 保育短時間利用

延長保育利用時間	延長保育料
7時 30 分から8時 30 分まで	1回 500 円(ただし、1月当たり 3,000 円を限度とします。)
16 時 30 分を超え 17 時 30 分まで	1回 500 円(ただし、1月当たり 3,000 円を限度とします。)
17 時 30 分を超え 18 時 30 分まで	1回 500 円(ただし、1月当たり 3,000 円を限度とします。)
18 時 30 分を超え後 19 時まで	1回 500 円(ただし、1月当たり 2,000 円を限度とします。)
18 時 30 分を超え 19時 30 分まで (立川市立上砂保育園に限る。)	1回 500 円(ただし、1月当たり 3,000 円を限度とします。)

備考 規定する延長保育時間を超えて利用した場合には、30 分の利用につき 500 円とします。

○利用の開始に関する事項

立川市が保育所の利用の決定をしたときに、保育を開始します。

○利用の終了に関する事項

次の各号のいずれかに該当する場合には保育の提供を終了するものとします。

- (1) 保育の必要性の認定基準に該当しなくなったとき。
- (2) 保護者から退所の申出があったとき。
- (3) 転出その他により市内に居住の事実がなく、保育の実施の権限が及ばなくなったとき

○緊急時等における対応方法

対応方法	児童の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに児童の保護者及び家族等に連絡するとともに、嘱託医又は児童の主治医に相談する等、必要な措置を講じるものとします。
------	---

○非常災害対策

防犯設備	学校110番（非常通報装置）、正門・玄関扉電気錠
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、排煙装置及び消火器
消防計画作成・届出年月日	立川消防署 令和7年4月1日（変更）届出済
防火管理者	園長（施設長）
定期訓練	避難訓練・消火訓練：毎月1回以上実施 引き渡し訓練
避難場所	1次避難場所：羽衣保育園園庭 2次避難場所：羽衣東公園
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む。）、引き続き児童を保護します。

○虐待の防止のための措置に関する事項

態勢整備等	児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係規定に従い、児童相談所へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

○苦情対応

相談・苦情受付担当者	副園長
相談・苦情受付責任者	園長
第三者委員	2 人
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます

※この重要事項説明書の内容は令和8年2月現在のものです。

同意書

●重要事項説明書及び保育園のしおり

重要事項説明書及び保育園のしおりについての説明を受け、記載内容について同意します。

同意する

●保育の様子を撮影した写真の取り扱い

・行事や日常保育における園児の写真撮影

同意する ・ 同意しない

・専用ホームページへの写真掲載及び保護者への販売

同意する ・ 同意しない

・立川市ホームページへの写真掲載

同意する ・ 同意しない

・保育のひろば等、イベントやポスターへの写真掲載

同意する ・ 同意しない

・園だよりなど、園内配布物への写真掲載

同意する ・ 同意しない

●災害共済給付制度への加入

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付への在園中の園児の加入に同意します。(保護者等負担額はありません)

同意する

立川市立 保育園

令和 年 月 日

園児氏名()

保護者氏名()